

BANKEN 利用規約 新旧対照表

現行	改定
<p>第4条（会員登録）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本サービスの入会を希望する元請事業者もしくは協力会社（以下、「入会希望者」といいます。）は、当社ホームページ上のWEB申込みシステムから申込みを行うか、または所定の入会申込書に署名・捺印のうえ当社へ提出するものとします。 2. 前項の定めにかかわらず、協力会社は、会員からの招待により協力会員として登録されることがあります。 3. 前2項で定める当社指定の入会手続きを経て、各種条件を備えていることが当社により確認された場合、もしくは会員からの招待が当社にて確認された場合、会員としてのIDが当社より付与されます。 4. 当社は、会員が入会后、以下に該当すると判断した場合、いつでもその会員資格を取り消すことができます。なお、当社が入会を取消した場合、その理由を開示や説明する義務はないものとし、当社が以下の事由により会員登録を取り消した場合、既に支払われた初期費用及び利用料は返還されないものとします。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 入会希望者の経営状態について与信上の不安が存すると当社が判断した場合 (2) 入会希望者が過去に第37条（利用停止・利用禁止）で定める利用停止または利用禁止処分を受けたことがある場合 (3) 入会希望者が元請事業者もしくは協力会社ではない場合または法人もしくは事業の実体を有しない場合 (4) 入会希望者が虚偽の内容にて登録した場合 (5) その他当社が入会を不相当と認める相当の事情がある場合 <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第41条（反社会的勢力の排除）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会員、利用者及び当社は、それぞれ自己及び自己の役員又は経営に実質的に関与している者（以下「役員等」という。）が下記の各号の一に該当しないこと、及び今後もこれに該当しないことを表明、保証します。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 暴力団、暴力団員、暴力団でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼう 	<p>第4条（会員登録）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本サービスの入会を希望する元請事業者もしくは協力会社（以下、「入会希望者」といいます。）は、当社ホームページ上のWEB申込みシステムから申込みを行うか、または所定の入会申込書に署名・捺印のうえ当社へ提出するものとします。 2. 前項の定めにかかわらず、協力会社は、会員からの招待により協力会員として登録されることがあります。 3. 前2項で定める当社指定の入会手続きを経て、各種条件を備えていることが当社により確認された場合、もしくは会員からの招待が当社にて確認された場合、会員としてのIDが当社より付与されます。 4. 当社は、会員が入会后、以下に該当すると判断した場合、いつでもその会員資格を取り消すことができます。なお、当社が入会を取消した場合、その理由を開示や説明する義務はないものとし、当社が以下の事由により会員登録を取り消した場合、既に支払われた初期費用及び利用料は返還されないものとします。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 入会希望者の経営状態について与信上の不安が存すると当社が判断した場合 (2) 入会希望者が過去に第37条（利用停止・利用禁止）で定める利用停止または利用禁止処分を受けたことがある場合 (3) 入会希望者が元請事業者もしくは協力会社ではない場合または法人もしくは事業の実体を有しない場合 (4) 入会希望者が第41条（反社会的勢力の排除）1項各号のいずれかに該当する又は該当する恐れがあると当社が判断した場合 (5) 入会希望者が、当社又は第三者に対して第41条（反社会的勢力の排除）2項各号のいずれかに該当する行為を行った又はその恐れがあると当社が判断した場合 (6) 入会希望者が虚偽の内容にて登録した場合 (7) その他当社が入会を不相当と認める相当の事情がある場合 <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第41条（反社会的勢力の排除）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会員、利用者及び当社は、それぞれ自己及び自己の役員又は経営に実質的に関与している者（以下「役員等」といいます。）が下記の各号の一に該当しないこと、及び今後もこれに該当しないことを表明、保証します。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 暴力団、暴力団員、暴力団でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼう

BANKEN 利用規約 新旧対照表

現行	改定
<p>ゴロ又は特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という）こと。</p> <p>(2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。</p> <p>(3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。</p> <p>(4) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。</p> <p>(5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。</p> <p>(6) 役員等が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。</p> <p>2. 会員、利用者及び当社は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに一つでも該当する行為を行ってはならないものとします。</p> <p>(1) 相手方に対して脅迫的な言動をすること、暴力を用いること、又は相手方の名誉・信用を毀損する行為を行うこと。</p> <p>(2) 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害すること。</p> <p>(3) 相手方に対して法的な責任を超えた不当な要求行為をすること。</p> <p>(4) 暴力団員等である第三者をして前三号の行為を行わせること。</p> <p>(5) 自ら、その役員又は実質的に経営を支配する者が暴力団員等へ資金等を提供し又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。</p> <p>(6) その他前各号に準ずる行為</p> <p>3. 当社は、会員及び利用者が前2項のいずれか一つにでも違反した場合またはその合理的な疑いが生じた場合は、別段の催告を要せず、会員登録を削除できるとともに、本規約に基づき成立した当社と会員間及び当社と利用者間のすべての契約並びにその他一切の契約を解除することができるものとします。</p> <p>4. 会員は、前項により会員登録を削除（利用者の場合は解約）されたことを理由として、当社に対し、損害賠償を請求することができないものとします。また、前項により登録を削除された場合、会員又は利用者は、当該解除によって当社に生じた損害の一切を賠償する義務を負うものとします。</p> <p>付則</p>	<p>ゴロ又は特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」といいます。）であること。</p> <p>(2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。</p> <p>(3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。</p> <p>(4) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。</p> <p>(5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。</p> <p>(6) 役員等が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。</p> <p>2. 会員、利用者及び当社は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに一つでも該当する行為を行ってはならないものとします。</p> <p>(1) 脅迫的な言動をすること、暴力を用いること、又は名誉・信用を毀損する行為を行うこと。</p> <p>(2) 偽計又は威力を用いて業務を妨害すること。</p> <p>(3) 公序良俗に反する行為、違法行為又は法的な責任を超えた不当な要求行為をすること。</p> <p>(4) 暴力団員等である第三者をして前三号の行為を行わせること。</p> <p>(5) 自ら、その役員又は実質的に経営を支配する者が暴力団員等へ資金等を提供し又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。</p> <p>(6) その他前各号に準ずる行為</p> <p>3. 当社は、会員及び利用者が前2項のいずれか一つにでも違反した場合またはその合理的な疑いが生じた場合は、別段の催告を要せず、会員登録を削除できるとともに、本規約に基づき成立した当社と会員間及び当社と利用者間のすべての契約並びにその他一切の契約を解除することができるものとします。</p> <p>4. 会員は、前項により会員登録を削除（利用者の場合は解約）されたことを理由として、当社に対し、損害賠償を請求することができないものとします。また、前項により登録を削除された場合、会員又は利用者は、当該解除によって当社に生じた損害の一切を賠償する義務を負うものとします。</p> <p>付則</p>

BANKEN 利用規約 新旧対照表

現行	改定
2022 年 4 月 1 日：制定・施行 2024 年 3 月 29 日：改定	2022 年 4 月 1 日：制定・施行 2024 年 3 月 29 日：改定 2025 年 2 月 1 日：改定